SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書
（目論見書）
2006年12月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書
（交付目論見書）
2006年12月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1．この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第５条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年12月7日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月8日にその届出の効力が生じております。

2．この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。

3．投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。

4．「りそな・小型株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載･記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部　証券情報」中の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報」中の「7　管理及び運営の概要」の「信託約款変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。
原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。
ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。
※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。
また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、本交付目論見書巻末の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年12月7日
発　行　者　名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　　右 近　徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・小型株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 300億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	巻頭
第一部　証券情報	1
第二部　ファンド情報	5
第１　ファンドの状況	5
１　ファンドの性格	5
２　投資方針	7
３　投資リスク	19
４　手数料等及び税金	21
５　運用状況	24
６　手続等の概要	27
７　管理及び運営の概要	30
第２　財務ハイライト情報	33
第３　内国投資信託受益証券事務の概要	36
第４　ファンドの詳細情報の項目	38
約　款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・小型株ファンド

商品分類	追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）
運用の基本方針	主としてＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス*1
ファンドのリスク	ファンドは実質的に株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決算日	年１回決算、原則として９月10日（休日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として、決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
お申込日	原則として毎営業日（午後３時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前 11時まで）*2、取得のお申込みができます。
お申込価額	取得のお申込受付日の基準価額
お申込単位	自動けいぞく投資コース　：１万円以上１円単位 一般コース　：１万口以上１万口単位
お申込手数料率	3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日（午後３時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前 11時まで）*2 ご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）ができます。 ・ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として５営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約お申込受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率 1.785%（税抜き 1.700%）※を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社

*1　Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数で、時価総額の下位約 15%の銘柄のうち、グロース銘柄によって構成されています。
Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及び Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社及び Frank Russell Company は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*2　上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

りそな・小型株ファンド　用語集

本投資信託説明書（交付目論見書）中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと（毎月決算型の場合は6カ月経過ごと）および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託（日々決算型等を除く）についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた（分配落ち）後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金（非課税）となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金（課税）となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日（信託終了日）に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部　証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・小型株ファンド
（以下、「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別　　：原則無記名式（記名式への変更も可能）
単位型・追加型の別　　：追加型
指定格付機関による格付け　：格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「**(11) 振替機関に関する事項**」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

300億円を上限とします。

(4) 発行価格

① 発行価格

取得申込日の基準価額※とします。

※ 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益証券１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述の「**(12) その他　⑥** その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、算出された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄［ＳＧアセット］にて「小型株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は１万口当たりで表示されたものが発表されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15％（税抜き3.00％）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「**(12) その他　⑥** その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※と分配金を受け取る「一般コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	１万円以上１円単位
一般コース	１万口以上１万口単位

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を選択することもできます。

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「**(12) その他　⑥** その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成18年12月8日から平成19年12月10日まで※

※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店※等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「**(12) その他　⑥** その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

※ 販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「**(12) その他　⑥** その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファ

ンド口座に払い込まれます。

※ 取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「**(12) その他** ⑥ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間でファンドの受益証券の「自動けいぞく投資約款」※にしたがった契約を締結します。なお、保護預りに関する契約を締結し、受益証券を保護預りとすることができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、すべて保護預りとなります。

※ 別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

また、販売会社により毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「投資信託定時定額購入プラン」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社（後記⑥のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後３時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の受付分とします。

② 取得申込受付の中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消しまたはその両方

を行うことができるものとします。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前述「**(11) 振替機関に関する事項**」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「**(11) 振替機関に関する事項**」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

・原則として受益証券を保有することはできなくなります。

・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

⑤ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「**第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 信託約款の変更**」(f)の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

⑥ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： ０１２０－４９８－１０４

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： http://www.sgam.co.jp/

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

ファンドは主として国内の小型株を主要投資対象とする「ＳＧ 日本小型株マザーファンド」受益証券への投資を通して、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）*に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。

*「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は300億円です。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

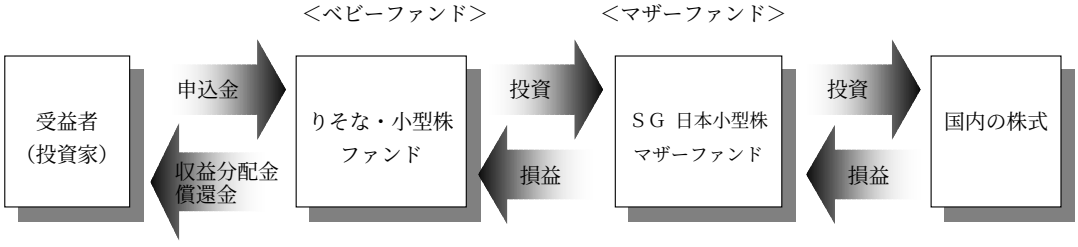

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人

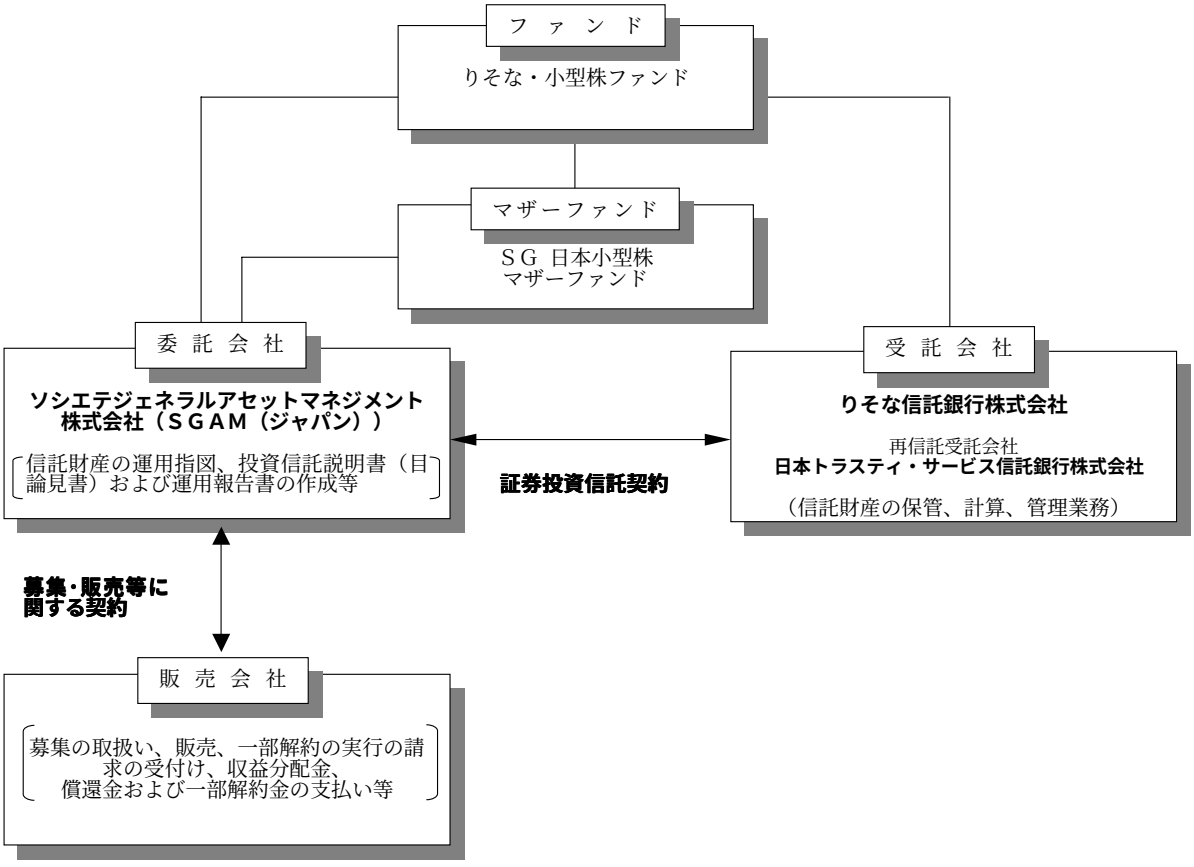

≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名　称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	１２億円			
会社の沿　革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名　　称	住　　所	所有株式数	比率
	SGAMノースパシフィック(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書提出日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセットマネジメントを「**ＳＧＡＭ**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント　**ＳＧＡＭ**
（本社・フランス　パリ）
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社　**ＳＧＡＭ ジャパン**
（本社・日本　東京）

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

ファンドは中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

（イ）ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証１部およびその他市場（東証２部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。*1

ＳＧ 日本小型株マザーファンドの投資対象は東証１部およびその他市場（東証２部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄です。*1

（ロ）小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析（割高・割安分析）で銘柄の割安度を総合判断し

て投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。

（ハ）Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス*2 をベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。株式への実質投資割合は、原則として高位とします。

（ニ）ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

（ホ）資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

*1 当該基準については、ファンドに組入れる際に適用するものとします。

*2 Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数です。Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全証券取引所上場銘柄および店頭登録銘柄の全時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の下位約15%の銘柄の中でグロース銘柄を対象としてRussell/Nomura Small Cap Growth インデックスが構成されています。Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及びFrank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社及びFrank Russell Companyは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

③ 運用の特徴

➢ 企業の様々な成長の機会を捉えます。

新成長産業のフロントランナー（先駆者）となる企業に投資します。また、事業改革等により改めて成長が期待できる企業に投資します。

【投資対象のイメージ】

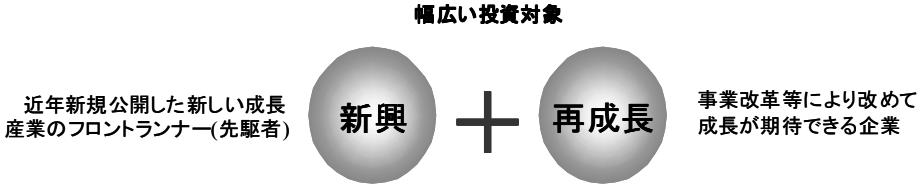

【投資のタイミングのイメージ】

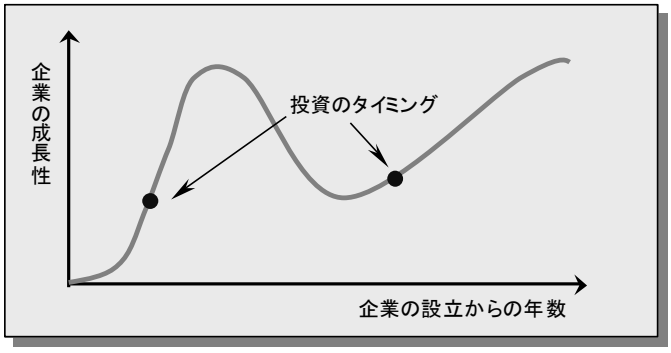

➢ 銘柄を、小型株運用のスペシャリストが厳選します。

小型株運用に特化した経験豊富な運用チームによるリサーチ活動と独自のレーティング(評価方法)により銘柄を厳選し、割高・割安分析により最適のタイミングで投資します。

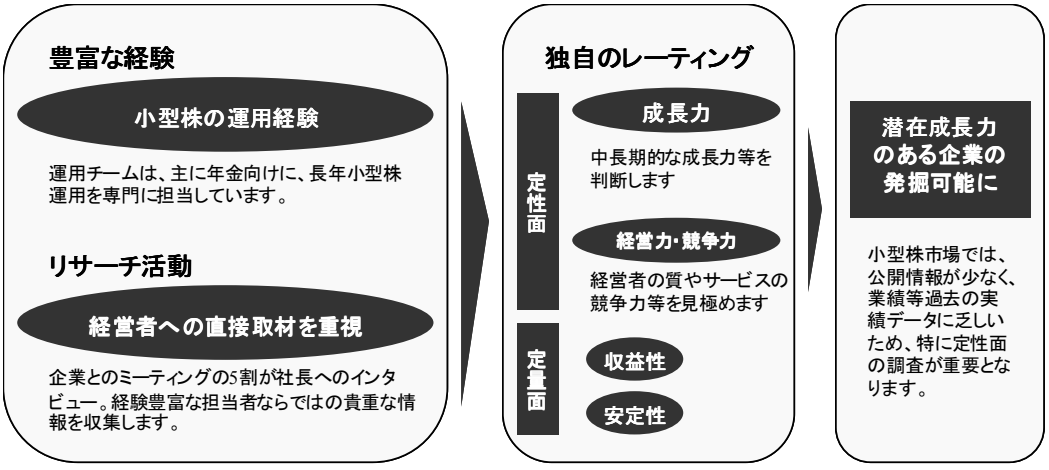

(2)投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利

(c) 有価証券オプション取引にかかる権利

(d) 外国市場証券先物取引にかかる権利

(e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

(f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

(g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

(h) 金銭債権（(a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）

(i) 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項第８号に掲げるものを除く。）

(j) 金融先物取引にかかる権利

(k) 金融デリバティブ取引にかかる権利（(b)から(g)まで、および(j)に掲げるものに該当するものを除く。）

(l) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除く。）

A　金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

B　有価証券

C　金銭債権

（ロ）次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

(b) 為替手形

(c) 抵当証券

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することができます。

(a) 株券または新株引受権証書

(b) 国債証券

(c) 地方債証券

(d) 特別の法律により法人の発行する債券

(e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

(f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第２条第１項第３号の２で定めるものをいいます。）

(g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第２条第１項第５号

で定めるものをいいます。）

(h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の２で定めるものをいいます。）

(i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第２条第１項第５号の３で定めるものをいいます。）

(j) コマーシャル・ペーパー

(k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

(l) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

(n) 投資証券または外国投資証券（証券取引法第２条第１項第７号の２で定めるものをいいます。）

(o) 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

(p) オプションを表示する証券または証書（証券取引法第２条第１項第10号の２で定めるものをいいます。）

(q) 預託証書（証券取引法第２条第１項第10号の３で定めるものをいいます。）

(r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(s) 貸付債権信託受益権（証券取引法第２条第２項第１号で定めるものをいいます。）

(t) 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

1 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株

券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2 わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。

3 わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

4 わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

5 スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

6 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

7 信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

8 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 運用体制

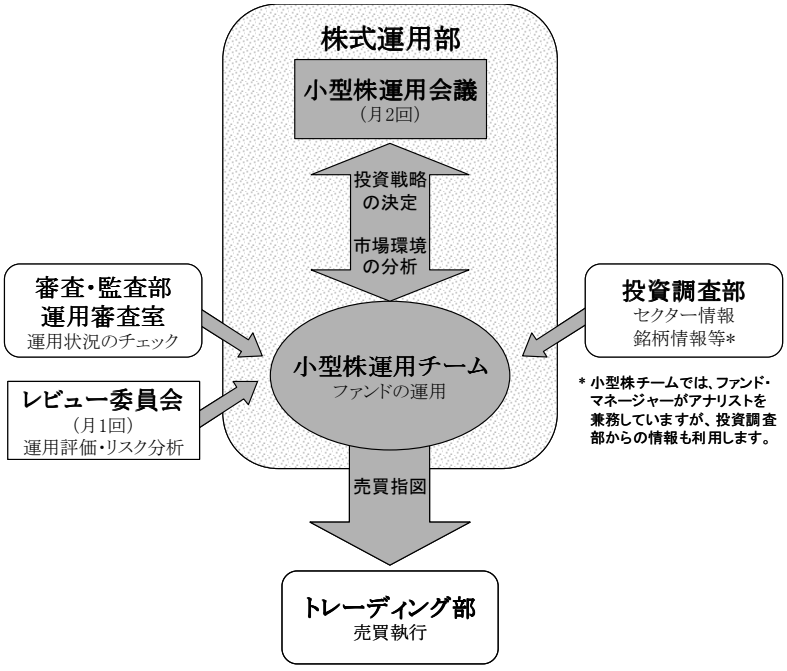

ファンドの運用は、委託会社の株式運用部の小型株運用チームが行います。小型株運用チームに所属しているファンド・マネージャーは、月に２回開催する小型株運用会議で決定する投資戦略、市場環境の分析結果を反映し運用を行います。ファンドの運用状況は、審査監査部・運用審査室がモニターしており、月に１回開催するレビュー会議において、運用評価、リスク分析がファンド・マネージャーに報告されます。

※ 上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

① 収益分配方針

毎決算時（原則として9月10日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

② 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

「一般コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目）から収益分配金交付票と引換えに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「一般コース」の受益者が、支払い開始日から５年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

（イ）ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。

（ロ）株式への実質投資割合（ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券を通じての投資を含む投資の割合を言います。以下同じ。）には、制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。

（ハ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします（約款第20条）。

（ニ）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20％以内とします（約款「運用の基本方針」、第18条第４項）。

（ホ）投資信託証券（ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします（約款「運用の基本方針」、第18条第５項）。

（ヘ）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします（約款「運用の基本方針」、第21条第１項）。

（ト）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします（約款「運用の基本方針」、第21条第２項）。

（チ）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします（約款「運用の基本方針」、第21条第３項）。

（リ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とＳＧ 日本小型株マザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします（約款第26条）。

（ヌ）スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません（約款第23条）。

（ル）金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません（約款第24条）。

（ヲ）信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします（約款第25条）。

（ワ）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします（約款「運用の基本方針」）。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、全ての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50％を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の（a）および（b）に掲げる額（これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに（c）および（d）に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

(a) 信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。以下、後記(b)において同じ）および有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）

(b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

＜参考情報＞　ＳＧ 日本小型株マザーファンドの運用・投資について

1　運用の基本方針

主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2　投資方針

(1)投資対象

東証１部およびその他市場（東証２部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2)投資態度

① 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。

② Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

④ 資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3　投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産

(a) 有価証券

(b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利

(c) 有価証券オプション取引にかかる権利

(d) 外国市場証券先物取引にかかる権利

(e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

(f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

(g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

(h) 金銭債権（(a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）

(i) 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項第８号に掲げるものを除く。）

(j) 金融先物取引にかかる権利

(k) 金融デリバティブ取引にかかる権利（(b)から(g)まで、および(j)に掲げるものに該当するものを除く。）

(l) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除く。）

A　金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

B　有価証券

C　金銭債権

2　次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

(b) 為替手形

(c) 抵当証券

② 運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

1　株券または新株引受権証書

2　国債証券

3　地方債証券

4　特別の法律により法人の発行する債券

5　社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6　資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第２条第１項第３号の２で定めるものをいいます。）

7　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第２条第１項第５号で定めるものをいいます。）

8　協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の２で定めるものをいいます。）

9　資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第２条第１項第５号の３で定めるものをいいます。）

10　コマーシャル・ペーパー

11　新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12　外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13　投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

14　投資証券または外国投資証券（証券取引法第２条第１項第７号の２で定めるものをいいます。）

15　外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

16　オプションを表示する証券または証書（証券取引法第２条第１項第10号の２で定めるものをいいます。）

17　預託証書（証券取引法第２条第１項第10号の３で定めるものをいいます。）

18　外国法人が発行する譲渡性預金証書

19　貸付債権信託受益権（証券取引法第２条第２項第１号で定めるものをいいます。）

20 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の１から４までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

1 株式への投資割合には、制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。

2 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします（約款第14条）。

3 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20％以内とします（約款「運用の基本方針」、第12条第４項）。

4 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします（約款「運用の基本方針」、第12条第５項）。

5 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします（約款「運用の基本方針」、第15条第１項）。

6 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします（約款「運用の基本方針」、第15条第２項）。

7 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商

法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします（約款「運用の基本方針」、第15条第３項）。

8 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします（約款第20条）。

9 スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません（約款第17条）。

10 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません（約款第18条）。

11 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします（約款第19条）。

12 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします（約款「運用の基本方針」）。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、主としてＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。

ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響をうけ、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、相対的に値動きが大きくなる傾向があります。

② 流動性リスク

大口の解約を受けた場合、有価証券を大量に売却しなければならない事があります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が大きく下落することがあります。特にファンドが実質的に投資する小型株市場は、取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で組入れ銘柄を売却できないことがあります。

③ 信用リスク

有価証券等の発行体の倒産や財務状況の悪化等により、株価の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払が遅延したり履行されないリスクがあります。

④ ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドの設定・解約の影響を受ける場合があります。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制

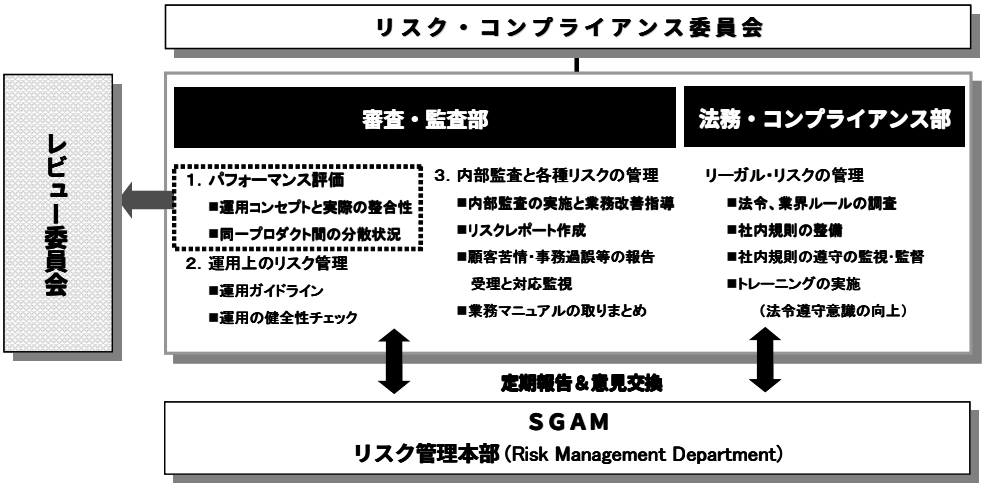

※ 上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き3.00%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞

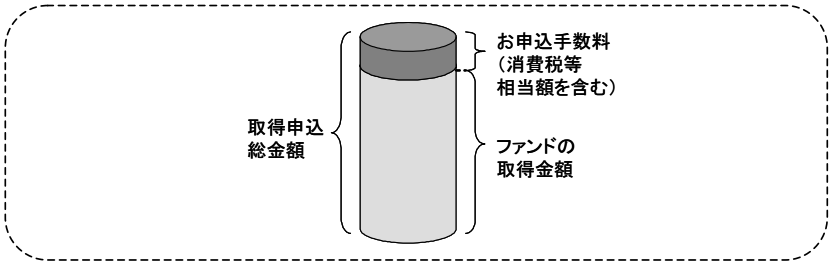

販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： ０１２０－４９８－１０４

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： http://www.sgam.co.jp/

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.785%（税抜き1.700%）を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

② 信託報酬は、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.840%(税抜0.80%)以内	0.840%(税抜0.80%)	0.105%(税抜0.10%)

(4) その他の手数料等

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の監査に要する費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産の中から支払います。

③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

① 個別元本方式について

（イ）個別元本について

(a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(b) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(c) ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「一般コース」と「自動けいぞくコース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、「（ハ）収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

（ロ）一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

（ハ）収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益

分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

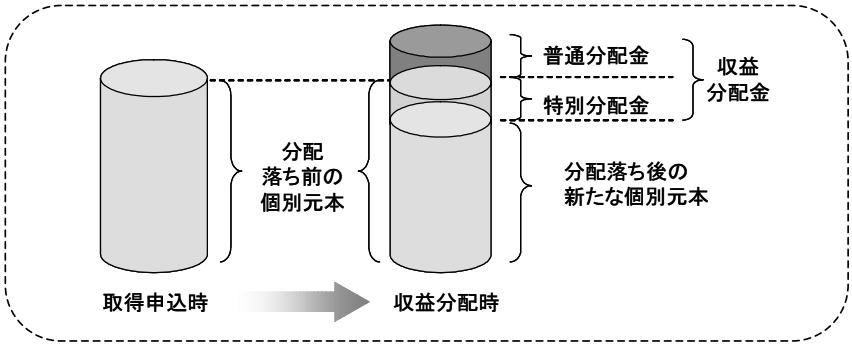

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）、また平成20年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度（源泉徴収のみで納税が完了する仕組み）が適用されます。

確定申告を行い総合課税の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

（ロ）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは７%（所得税７%）、また平成20年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不参入制度が適用されます。

※ 税法が改正された場合等には、上記「**(5) 課税上の取扱い**」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

（平成18年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券	日本	10,209,778,916	96.81
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		336,586,701	3.19
合計（純資産総額）		10,546,365,617	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

≪参考≫　ＳＧ　日本小型株マザーファンドの投資状況

（平成18年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	13,539,322,200	96.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		523,629,885	3.72
合計（純資産総額）		14,062,952,085	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

銘柄	口数	簿価単価(円)	簿価(円)	評価単価(円)	時価(円)	投資比率(%)
ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券	7,965,810,187	1.3047	10,393,748,473	1.2817	10,209,778,916	96.81

（注1）全１銘柄
（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。
（注3）単価は１口当たりを表示しています。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考≫　ＳＧ 日本小型株マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成18年10月末日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量（株）	帳簿価額		時価評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
日本	株式	ゲオ	小売業	1,530	227,516.23	348,099,831	245,000.00	374,850,000	2.67
日本	株式	アセット・マネジャーズ	サービス業	1,164	293,177.68	341,258,821	320,000.00	372,480,000	2.65
日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	631	568,027.87	358,425,592	568,000.00	358,408,000	2.55
日本	株式	クリード	不動産業	759	447,619.57	339,743,259	469,000.00	355,971,000	2.53
日本	株式	フルキャスト	サービス業	983	362,877.12	356,708,217	345,000.00	339,135,000	2.41
日本	株式	ケネディクス	サービス業	514	636,655.39	327,240,873	657,000.00	337,698,000	2.40
日本	株式	ポイント	小売業	55,900	5,706.65	319,001,792	5,780.00	323,102,000	2.30
日本	株式	日本航空電子工業	電気機器	176,000	1,632.79	287,371,322	1,786.00	314,336,000	2.24
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	2,063	184,186.86	379,977,507	152,000.00	313,576,000	2.23
日本	株式	ギガスケーズデンキ	小売業	94,900	2,740.68	260,091,123	3,100.00	294,190,000	2.09
日本	株式	アーネストワン	不動産業	167,100	1,634.65	273,150,230	1,743.00	291,255,300	2.07
日本	株式	テイクアンドギヴ・ニーズ	サービス業	2,503	114,000.00	285,342,000	115,000.00	287,845,000	2.05
日本	株式	ツルハホールディングス	小売業	61,700	4,364.73	269,304,031	4,620.00	285,054,000	2.03
日本	株式	フューチャーシステムコンサルティング	情報・通信業	2,690	103,704.43	278,964,938	104,000.00	279,760,000	1.99
日本	株式	日本アジア投資	その他金融業	427,000	715.41	305,483,263	655.00	279,685,000	1.99
日本	株式	フージャースコーポレーション	不動産業	1,605	164,467.47	263,970,304	170,000.00	272,850,000	1.94
日本	株式	グリーンホスピタルサプライ	卸売業	1,624	186,498.88	302,874,182	168,000.00	272,832,000	1.94
日本	株式	ローランドディー．ジー．	電気機器	74,200	3,365.33	249,707,486	3,620.00	268,604,000	1.91
日本	株式	アイ・エックス・アイ	情報・通信業	703	382,000.00	268,546,000	375,000.00	263,625,000	1.87
日本	株式	ブックオフコーポレーション	小売業	114,200	2,268.05	259,012,346	2,135.00	243,817,000	1.73
日本	株式	エー・アンド・デイ	精密機器	94,600	2,324.69	219,916,272	2,505.00	236,973,000	1.69
日本	株式	マクロミル	情報・通信業	928	242,167.97	224,731,882	241,000.00	223,648,000	1.59
日本	株式	カブドットコム証券	証券、商品先物取引業	983	224,883.44	221,060,431	224,000.00	220,192,000	1.57
日本	株式	プレス工業	輸送用機器	417,000	552.93	230,573,082	508.00	211,836,000	1.51
日本	株式	いちよし証券	証券、商品先物取引業	130,000	1,691.11	219,844,300	1,600.00	208,000,000	1.48
日本	株式	テレパーク	情報・通信業	715	296,171.26	211,762,453	288,000.00	205,920,000	1.46
日本	株式	ヨコオ	電気機器	130,000	1,519.03	197,475,162	1,526.00	198,380,000	1.41
日本	株式	竹内製作所	機械	39,600	5,753.35	227,832,697	4,970.00	196,812,000	1.40
日本	株式	レーザーテック	電気機器	63,000	3,432.67	216,258,256	3,000.00	189,000,000	1.34
日本	株式	日本高純度化学	化学	331	664,000.00	219,784,000	567,000.00	187,677,000	1.33

（注1）　上位30銘柄

（注2）　投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

	業種	投資比率（%）		業種	投資比率（%）
1	サービス業	17.27	11	その他金融業	3.62
2	小売業	15.52	12	化学	2.31
3	電気機器	14.65	13	輸送用機器	2.06
4	情報・通信業	9.32	14	金属製品	0.86
5	不動産業	8.10	15	ガラス・土石製品	0.67
6	機械	4.32	16	陸運業	0.57
7	その他製品	4.11	17	鉄鋼	0.49
8	証券、商品先物取引業	4.02	18	食料品	0.36
9	卸売業	3.99	19	建設業	0.15
10	精密機器	3.89		合計	96.28

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 （百万円）	１万口当り基準価額 （円）
第１期計算期間末日 （平成１７年 ９月１２日）	3,593 (3,757)	10,938 (11,438)
第２期計算期間末日 （平成１８年 ９月１１日）	8,539 (9,285)	11,001 (11,961)
平成１７年１０月末	4,848	11,802
１１月末	5,385	12,995
１２月末	6,652	15,282
平成１８年　１月末	7,632	15,403
２月末	7,407	13,905
３月末	8,552	14,727
４月末	8,857	14,247
５月末	8,154	12,607
６月末	8,170	12,196
７月末	7,738	11,159
８月末	9,068	11,873
９月末	9,159	10,811
１０月末	10,546	10,749

（注）カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(税引前)(円)
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	500
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	960

③ 収益率の推移

	収益率（%）
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	14.38
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	9.35

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第１期の場合は当該計算期間の期初の基準価額（当初１万口当たり 10,000 円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売)手続等

① 販売会社は、販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込みの取扱いは、営業日の午後３時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ､かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。

② 受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「**7 管理及び運営　資産の評価**」をご参照ください。

③ 分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※と分配金を受け取る「一般コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	１万円以上１円単位
一般コース	１万口以上１万口単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は１口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金をもって、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては､自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を選択することもできます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル： ０１２０－４９８－１０４

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： http://www.sgam.co.jp/

④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

⑤ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うことができるものとします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約)手続等

① 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

申込コース	換金単位
自動けいぞく投資コース	１口単位
一般コース	１万口単位

一部解約の実行の請求は、委託会社の指定する販売会社で、営業日の午後３時（わが国の証券取引所の半休日は午前 11 時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、これを過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

② 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本※を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額となり、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から受益者に支払います。換金（解約）手数料はありません。

※「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

③ 一部解約の実行の請求が１件当たり５億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

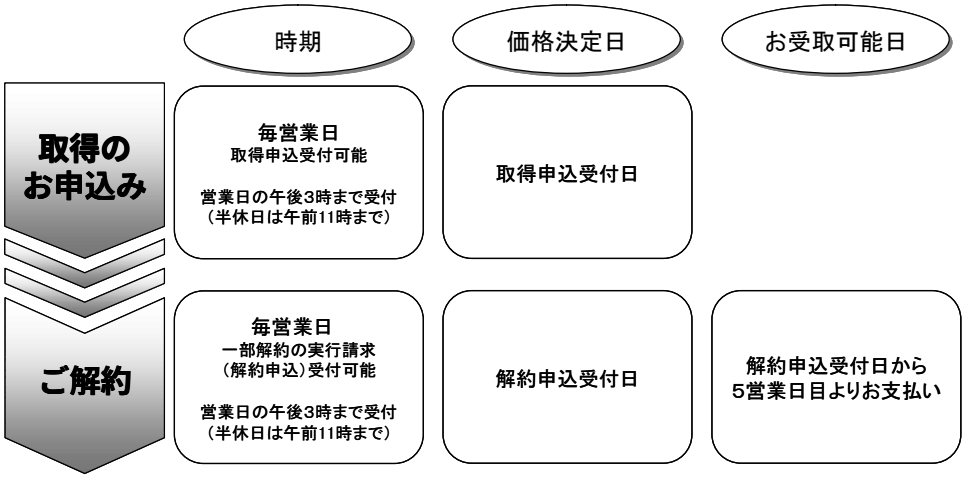

7 管理及び運営の概要

資産の評価　＜基準価額の算定＞

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

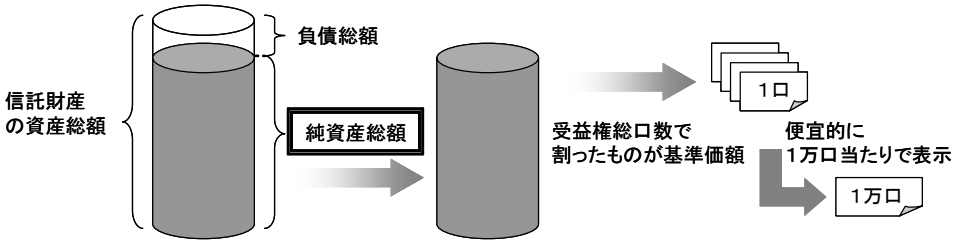

＜基準価額の算出頻度と公表＞

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「**6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等**」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄［ＳＧアセット］にて「小型株」の略称で掲載されます。）

＊なお、基準価額は１万口当たりで表示されたものが発表されます。

信託期間　原則として無期限です。

＊ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間　原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。

＊ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（１カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。
信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞

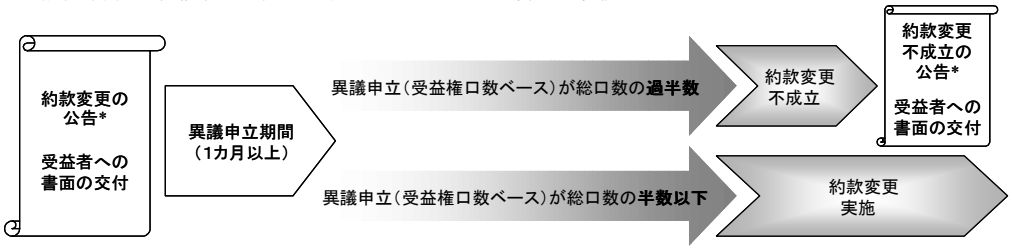

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(f) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記(b)から(d)にしたがいます。ただし、このような場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記(b)の書面交付を原則として行いません。

信託の終了（信託契約の解約）

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A　信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
B　やむを得ない事情が発生したとき
C　信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が５億口を下回ることとなったとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（１カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。
そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜信託の終了の手続＞

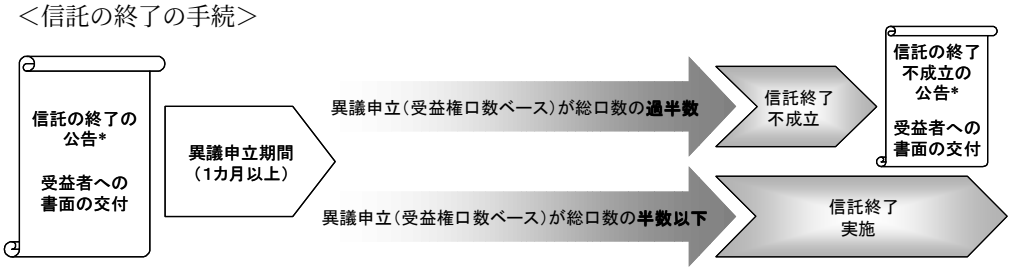

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A　委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B　委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき

C　監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

＊監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更　(d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書　毎決算後および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告　日本経済新聞に掲載します。

開示　ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後３カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の６カ月経過後３カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（http://info.edinet.go.jp/）にて閲覧することができます。

第２ 財務ハイライト情報

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成16年9月1日から平成17年9月12日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成17年9月13日から平成18年9月11日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報　第４ ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

(2)　当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成16年9月1日から平成17年9月12日まで）及び第2期計算期間（平成17年9月13日から平成18年9月11日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそな・小型株ファンド

1 貸借対照表

（単位：円）

期　　別 科　　目	第1期 (平成17年9月12日現在) 金　　額	第2期 (平成18年9月11日現在) 金　　額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	337,189,822	1,197,057,588
親投資信託受益証券	3,504,096,436	8,177,748,473
未収利息	9	4,263
流動資産合計	3,841,286,267	9,374,810,324
資産合計	3,841,286,267	9,374,810,324
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	164,248,195	745,237,574
未払解約金	44,503,557	14,343,034
未払受託者報酬	2,289,295	4,376,445
未払委託者報酬	36,628,558	70,023,060
その他未払費用	457,790	875,230
流動負債合計	248,127,395	834,855,343
負債合計	248,127,395	834,855,343
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	3,284,963,910	7,762,891,404
剰余金		
期末剰余金	308,194,962	777,063,577
（分配準備積立金）	(194,477,726)	(733,832)
純資産合計	3,593,158,872	8,539,954,981
負債・純資産合計	3,841,286,267	9,374,810,324

2 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

期　　別 科　　目	第1期 自　平成16年9月 1日 至　平成17年9月12日 金　　額	第2期 自　平成17年9月13日 至　平成18年9月11日 金　　額
営業収益		
受取利息	1,917	37,508
有価証券売買等損益	683,096,436	△11,347,963
営業収益合計	683,098,353	△11,310,455
営業費用		
受託者報酬	4,436,163	7,393,846
委託者報酬	70,978,411	118,301,466
その他費用	887,107	1,478,650
営業費用合計	76,301,681	127,173,962
営業利益金額又は営業損失金額（△）	606,796,672	△138,484,417
経常利益金額又は経常損失金額（△）	606,796,672	△138,484,417
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	606,796,672	△138,484,417
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	248,070,751	616,001,730
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	—
期首剰余金	—	308,194,962
剰余金増加額	123,579,117	2,628,027,824
当期追加信託に伴う剰余金増加額	123,579,117	2,628,027,824
剰余金減少額	9,861,881	659,435,488
当期一部解約に伴う剰余金減少額	9,861,881	659,435,488
分配金	164,248,195	745,237,574
期末剰余金	308,194,962	777,063,577

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第1期 自　平成16年9月 1日 至　平成17年9月12日	第2期 自　平成17年9月13日 至　平成18年9月11日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同　左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同　左
3.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年9月1日（設定日）から平成17年9月12日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年9月11日までとなっております。

第３ 内国投資信託受益証券事務の概要

１　投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、原則として、無記名式受益証券を記名式に、または記名式受益証券を無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を所有している受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更および無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

なお「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、取得した受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されるため、記名式への変更は行いません。

２　受益者名簿

作成いたしません。

３　受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第４ ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部　ファンドの詳細情報**」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第１　ファンドの沿革

第２　手続等

１ 申込（販売）手続等

２ 換金（解約）手続等

第３　管理及び運営

１ 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

２ 受益者の権利等

第４　ファンドの経理状況

１ 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

２ ファンドの現況

純資産額計算書

第５　設定及び解約の実績

りそな・小型株ファンド　約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

ＳＧ 日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、東証１部およびその他市場（東証2部、地方取引所等）、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。

（２）投資態度

① 親投資信託受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

② 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチにより成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

③ Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマークとし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

④ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

⑤ 非株式（株式以外の資産）への実質投資割合（親投資信託を通じての投資を含む投資の割合をいいます。以下同じ。）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

⑥ 資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（３）投資制限

① 親投資信託受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則として9月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

りそな・小型株ファンド

約　款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② 受託者は、信託法第26条第１項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第２条　委託者は、金3,452,107,831円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第２項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条、第52条第２項の規定による信託終了日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第13項に掲げる公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第５条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【当初の受益者】

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第７条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とし

ます。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第９条　委託者は、第５条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、１万口券、５万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および１億口券の８種類、および、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の２第３項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第１項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第11条　委託者の指定する登録金融機関は、第９条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、１口単位をもって取得の申し込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

② 前項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる１口当りの受益証券の価額は、１円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第12条　委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第13条　記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第14条　委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

② 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合の再交付】

第15条　委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第16条　受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第17条　この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
6. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
8. 金銭債権（第１号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項第８号に掲げるものを除く。）
10. 金融先物取引にかかる権利
11. 金融デリバティブ取引にかかる権利（第２号から第７号までに掲げるものに該当するものを除く。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第１号に掲げるものに該当するものを除く。）
    イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

ロ.　有価証券
ハ.　金銭債権

② 次に掲げる前項以外の資産
1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
2. 為替手形
3. 抵当証券

【運用の指図範囲】

第18条　委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたＳＧ日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）および第１号から第20号までの有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第２条第１項第３号の２で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第２条第１項第５号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第２条第１項第５号の２で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）又は新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第２条第１項第５号の３で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第２条第１項第７号の２で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第２条第１項第10号の２で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第２条第１項第10号の３で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第２条第２項第１号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【運用の基本方針】

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えること

となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

④ 前３項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】
第29条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】
第30条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】
第31条　金融機関および証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】
第32条　信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】
第33条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】
第34条　委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】
第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】
第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】
第38条　この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は平成16年9月1日から平成17年9月12日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】
第39条　受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】
第40条　信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
④ 第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】
第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６カ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配方式】

第42条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第43条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第４項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、これらの場合における１口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

③　あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して５営業日目から受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

⑤　一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑥　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑨　記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第１項の場合は収益分配金交付票に、第４項および第５項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。

⑩　委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条　受益者が、収益分配金について第44条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条　受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑤　一部解約の実行の請求が１件当たり５億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【信託契約の解約】

第47条　委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1．信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

2．やむを得ない事情が発生したとき

3．信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が５億円を下回ることとなったとき

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が１カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

１．委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき

２．委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき

３．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

⑧ 委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第２項の規定にしたがいます。ただし、前項第１号および第２号により解約するときは、第２項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第１項から第５項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第49条 第47条に規定する信託契約の解約または第48条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第３項または第48条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第50条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

② 監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第１条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求

することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年9月1日（信託契約締結日）

委託者　東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役社長　右 近　徳 雄

受託者　東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長　新井　信彦

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託会社は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。
なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。また、下記の約款変更の内容については、適用開始日前に有効となる他の約款変更の関係等で、今後変更される場合があります。

下線部＿＿＿は変更部分を示します。

（重大な約款変更後の約款の内容）	（平成18年12月7日現在の約款の内容）
【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第４条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第13項に掲げる公募により行われます。	【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第13項に掲げる公募により行われます。
【受益権の分割および再分割】 第５条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。	【受益権の分割および再分割】 第５条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
【当初の受益者】 第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。	【当初の受益者】 第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第５条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第９条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。	【受益証券の発行および種類】 第９条　委託者は、第５条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。 ②　委託者が発行する受益証券は、１万口券、５万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および１億口券の８種類、および、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。	③　委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の２第３項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第１項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。
④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。	<新　設>
【受益権の設定に係る受託者の通知】 第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。	【受益証券の発行についての受託者の認証】 第10条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。
<削　除>	
【受益権の申込単位、価額および手数料】 第11条　委託者の指定する登録金融機関は、第５条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。	【受益証券の申込単位、価額および手数料】 第11条　委託者の指定する登録金融機関は、第９条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、１口単位をもって取得の申し込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。
②　前項の取得申込者は委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。	<新　設>
③　第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる１口当りの受益権の価額は、１円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。	②　前項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる１口当りの受益証券の価額は、１円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。	③　前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
⑤　前各項の規定にかかわらず、受益者が第41条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。	④　前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
⑥　前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。	⑤　前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。
【受益権の譲渡に係る記載または記録】	【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】
第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。	第12条　委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。	②　記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。	③　前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
【受益権の譲渡の対抗要件】	【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】
第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。	第13条　記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。
<削除>	【受益証券の再交付】 第14条　委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 ②　委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
<削除>	【受益証券を毀損した場合等の再交付】 第15条　委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。
<削除>	【受益証券の再交付の費用】 第16条　受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。
【投資の対象とする資産の種類】 第14条　<略> <以下現行約款第18条から第42条まで各条を3条繰上げ>	【投資の対象とする資産の種類】 第17条　<同左>

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】 第40条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第４項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第41条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。	【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】 第43条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第４項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第41条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。	【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、これらの場合における１口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。	② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、これらの場合における１口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
③ あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して５営業日目から受益者に支払います。	③ あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して５営業日目から受益者に支払います。
④ 償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。	④ 償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

⑤　一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。	⑤　一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。
⑥　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。	⑥　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。
⑦　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。	⑦　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
⑧　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。	⑧　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
<削除>	⑨　記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第１項の場合は収益分配金交付票に、第４項および第５項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。
<削除>	⑩　委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。
【収益分配金および償還金の時効】 第42条　受益者が、収益分配金について第41条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。	【収益分配金および償還金の時効】 第45条　受益者が、収益分配金について第44条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
【信託契約の一部解約】 第43条　受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。	【信託契約の一部解約】 第46条　受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。	②　受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。
③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。	③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
④～⑤　<略>	④～⑤　<同左>

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第４項の規定に準じて算出した価額とします。	⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第４項の規定に準じて算出した価額とします。
【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】 第44条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。	<新設>
【信託契約の解約】 第45条　<略>	【信託契約の解約】 第47条　<同左>
【信託約款の変更】 第46条　<略>	【信託約款の変更】 第48条　<同左>
【反対者の買取請求権】 第47条　第45条に規定する信託契約の解約または第46条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第３項または第46条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 ②　前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。	【反対者の買取請求権】 第49条　第47条に規定する信託契約の解約または第48条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第３項または第48条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 ②　前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。
【委託者および受託者の業務引継】 第48条　<略>	【委託者および受託者の業務引継】 第50条　<同左>
<以下現行約款第51条から第54条まで各条を2条繰上げ>	
【付 則】 第1条　平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	【付 則】 第1条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

	② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。 ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。 ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。 ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。 ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。 ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月４日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。 ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

SOCIETE GENERALE
Asset Management

SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書
（請求目論見書）
2006年12月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1．この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第５条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年12月7日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月8日にその届出の効力が生じております。

2．この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

3．「りそな・小型株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年12月7日
発　行　者　名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　　右 近　徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・小型株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 300億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第１　ファンドの沿革 …… 1
第２　手続等 …… 1
　１　申込（販売）手続等 …… 1
　２　換金（解約）手続等 …… 2
第３　管理及び運営 …… 3
　１　資産管理等の概要 …… 3
　２　受益者の権利等 …… 7
第４　ファンドの経理状況 …… 8
　１　財務諸表 …… 11
　２　ファンドの現況 …… 20
第５　設定及び解約の実績 …… 20

第１ ファンドの沿革

平成 16 年 9 月 1 日　　ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第２ 手続等

１ 申込（販売）手続等

(1) 販売会社は、販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込みの取扱いは、営業日の午後３時（わが国の証券取引所の半休日は午前 11 時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「**第３ 管理及び運営　１ 資産管理等の概要　(1) 資産の評価**」をご参照ください。

(3) 分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※と分配金を受け取る「一般コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	１万円以上１円単位
一般コース	１万口以上１万口単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は１口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金をもって、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を選択することもできます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル： ０１２０－４９８－１０４
受付は土･日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)
ホームページアドレス： http://www.sgam.co.jp/

(4) 取得申込時には取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き3.00%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うことができるものとします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

(1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

申込コース	換金単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

一部解約の実行の請求は、委託会社の指定する販売会社で、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、これを過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本※を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額となります。換金（解約）手数料はありません。

※「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

(3) 受益者が、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

(4) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

(5) 一部解約の実行の請求が１件当たり５億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。

(6) 前記(5)により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

(7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から受益者に支払います。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第３ 管理及び運営

１ 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

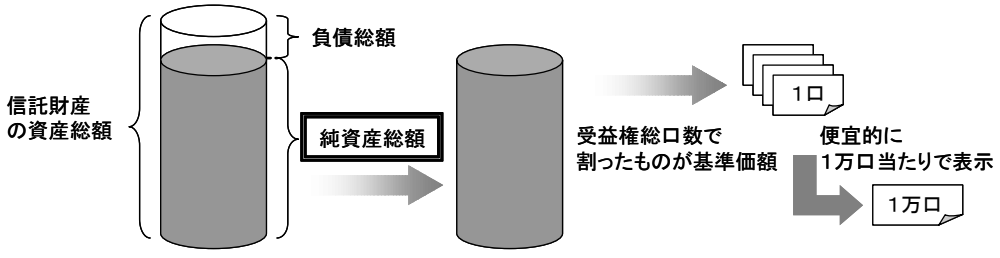

② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「**第２ 手続等　１ 申込（販売）手続等**」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。朝刊のオープン基準価格欄［ＳＧアセット］にて「小型株」の略称にて掲載されます。なお、基準価額は１万口当たりで表示されたものが発表されます。

(2) 保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、受益証券はすべて保護預りとなります。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、信託期間中に後記「**(5) その他　⑥** 信託の終了（信託契約の解約）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。

(4) 計算期間

① この信託の計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。

② 前記①にかかわらず、前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 償還金

償還金は、信託終了日から後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日目）から受益証券等と引き換えに販売会社でお支払いします。

② 信託約款の変更

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ハ）前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記されます。なお、一定の期間は１カ月を下らないものとします。

（ニ）前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ホ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。

（へ）前記（ハ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ト）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記（ロ）から（ニ）の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記（ロ）の書面の交付を原則として行いません。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞

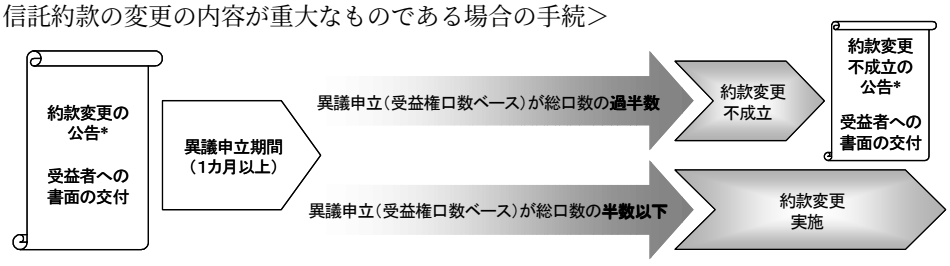

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初１カ年とし、期間満了の３カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「② 信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出を受けた受益者の住所に販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了（信託契約の解約）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A　信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B　やむを得ない事情が発生したとき

C　信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が５億円を下回ることとなったとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨が付記されます。なお、一定の期間は１カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

＜信託の終了の手続＞

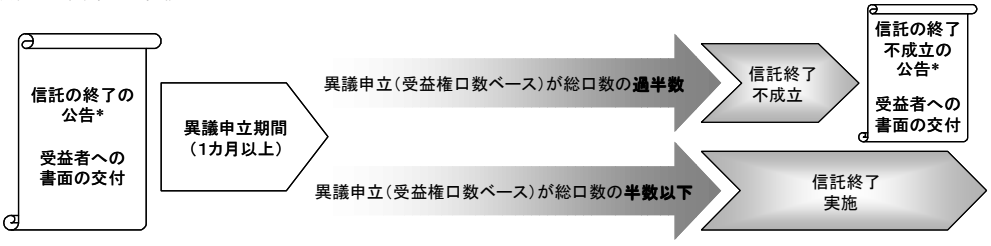

＊ 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

（ハ）委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A　委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B　委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき

C　監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※ 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）前期「④ 受託会社の辞任に伴う取扱い」において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

（イ）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ロ）ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間終了後３カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の６カ月経過後３カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（http://info.edinet.go.jp/）にて閲覧することができます。

（ハ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2　受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第４ ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号により改正されておりますが、第 1 期計算期間(平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 12 日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第 2 期計算期間(平成 17 年 9 月 13 日から平成 18 年 9 月 11 日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 1 期計算期間（平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 12 日まで）及び第 2 期計算期間（平成 17 年 9 月 13 日から平成 18 年 9 月 11 日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成１７年１１月１５日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　高尾幸治

代表社員
業務執行社員　公認会計士　英　公一

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成１６年９月１日から平成１７年９月１２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成１７年９月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

平成１８年１１月１０日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　高尾幸治

代表社員
業務執行社員　公認会計士　英公一

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成１７年９月１３日から平成１８年９月１１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成１８年９月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

1 財務諸表

りそな・小型株ファンド

(1) 貸借対照表

（単位：円）

期　　別 科　　目	第１期 (平成 17 年 9 月 12 日現在) 金　　額	第２期 (平成 18 年 9 月 11 日現在) 金　　額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	337,189,822	1,197,057,588
親投資信託受益証券	3,504,096,436	8,177,748,473
未収利息	9	4,263
流動資産合計	3,841,286,267	9,374,810,324
資産合計	3,841,286,267	9,374,810,324
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	164,248,195	745,237,574
未払解約金	44,503,557	14,343,034
未払受託者報酬	2,289,295	4,376,445
未払委託者報酬	36,628,558	70,023,060
その他未払費用	457,790	875,230
流動負債合計	248,127,395	834,855,343
負債合計	248,127,395	834,855,343
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	3,284,963,910	7,762,891,404
剰余金		
期末剰余金	308,194,962	777,063,577
（分配準備積立金）	(194,477,726)	(733,832)
純資産合計	3,593,158,872	8,539,954,981
負債・純資産合計	3,841,286,267	9,374,810,324

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

期　　別 科　　目	第1期 自　平成16年9月 1日 至　平成17年9月12日 金　　額	第2期 自　平成17年9月13日 至　平成18年9月11日 金　　額
営業収益		
受取利息	1,917	37,508
有価証券売買等損益	683,096,436	△11,347,963
営業収益合計	683,098,353	△11,310,455
営業費用		
受託者報酬	4,436,163	7,393,846
委託者報酬	70,978,411	118,301,466
その他費用	887,107	1,478,650
営業費用合計	76,301,681	127,173,962
営業利益金額又は営業損失金額（△）	606,796,672	△138,484,417
経常利益金額又は経常損失金額（△）	606,796,672	△138,484,417
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	606,796,672	△138,484,417
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	248,070,751	616,001,730
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	—
期首剰余金	—	308,194,962
剰余金増加額	123,579,117	2,628,027,824
当期追加信託に伴う剰余金増加額	123,579,117	2,628,027,824
剰余金減少額	9,861,881	659,435,488
当期一部解約に伴う剰余金減少額	9,861,881	659,435,488
分配金	164,248,195	745,237,574
期末剰余金	308,194,962	777,063,577

(3) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	第1期 自　平成16年9月 1日 至　平成17年9月12日	第2期 自　平成17年9月13日 至　平成18年9月11日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同　左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同　左
3.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年9月1日（設定日）から平成17年9月12日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年9月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成17年9月12日現在）	第2期 （平成18年9月11日現在）
	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,762,891,404口
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0938円 （10,000口当たり純資産額　10,938円）	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.1001円 （10,000口当たり純資産額　11,001円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<table>
<tr><th>第１期
自　平成 16 年 9 月 1 日
至　平成 17 年 9 月 12 日</th><th>第２期
自　平成 17 年 9 月 13 日
至　平成 18 年 9 月 11 日</th></tr>
<tr><td>1. 受託会社との取引高
営業取引（受託者報酬）　4,436,163 円

2. 分配金の計算過程
計算期末における分配対象金額 472,443,157 円（1 万口当たり 1,438 円）のうち、164,248,195 円（1 万口当たり 500 円）を分配金額としております。

<table>
<tr><th>項　目</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>21,983,506 円</td></tr>
<tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>336,742,415 円</td></tr>
<tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>113,717,236 円</td></tr>
<tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>－円</td></tr>
<tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A＋B＋C＋D</td><td>472,443,157 円</td></tr>
<tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,284,963,910 口</td></tr>
<tr><td>1 万口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E／F×10,000</td><td>1,438 円</td></tr>
<tr><td>1 万口当たりの分配金額</td><td>H</td><td>500 円</td></tr>
<tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H／10,000</td><td>164,248,195 円</td></tr>
</table>
</td><td>1. 受託会社との取引高
営業取引（受託者報酬）　7,393,846 円

2. 分配金の計算過程
計算期末における分配対象金額 1,522,301,151 円（1 万口当たり 1,960 円）のうち、745,237,574 円（1 万口当たり 960 円）を分配金額としております。

<table>
<tr><th>項　目</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>－円</td></tr>
<tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr>
<tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,433,070,357 円</td></tr>
<tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>89,230,794 円</td></tr>
<tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A＋B＋C＋D</td><td>1,522,301,151 円</td></tr>
<tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>7,762,891,404 口</td></tr>
<tr><td>1 万口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E／F×10,000</td><td>1,960 円</td></tr>
<tr><td>1 万口当たりの分配金額</td><td>H</td><td>960 円</td></tr>
<tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H／10,000</td><td>745,237,574 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（重要な後発事象に関する注記）

第１期（自　平成 16 年 9 月 1 日　　至　平成 17 年 9 月 12 日）

該当事項はありません。

第２期（自　平成 17 年 9 月 13 日　　至　平成 18 年 9 月 11 日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第１期 自　平成 16 年 9 月 1 日 至　平成 17 年 9 月 12 日		第２期 自　平成 17 年 9 月 13 日 至　平成 18 年 9 月 11 日	
期首元本額	― 円	期首元本額	3,284,963,910 円
期中追加設定元本額	6,384,343,007 円	期中追加設定元本額	7,950,810,814 円
期中一部解約元本額	3,099,379,097 円	期中一部解約元本額	3,472,883,320 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第１期 自　平成 16 年 9 月 1 日 至　平成 17 年 9 月 12 日		第２期 自　平成 17 年 9 月 13 日 至　平成 18 年 9 月 11 日	
種類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託 受益証券	3,504,096,436	490,201,044	8,177,748,473	△83,567,323
合計	3,504,096,436	490,201,044	8,177,748,473	△83,567,323

3. デリバティブ取引関係

第１期（自　平成 16 年 9 月 1 日　　至　平成 17 年 9 月 12 日）

該当事項はありません。

第２期（自　平成 17 年 9 月 13 日　　至　平成 18 年 9 月 11 日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成 18 年 9 月 11 日現在）

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＳＧ 日本小型株マザーファンド	6,236,367,325	8,177,748,473	
小　計	銘柄数：1		8,177,748,473	
	組入時価比率：95.8%		100%	
合　計			8,177,748,473	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

ＳＧ 日本小型株マザーファンド

当ファンドは「ＳＧ 日本小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「ＳＧ 日本小型株マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

対象年月日 科　　目	（平成 18 年 9 月 11 日現在） 金　　額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	104,481,828
株式	12,394,379,600
未収配当金	9,072,900
未収利息	372
流動資産合計	12,507,934,700
資産合計	12,507,934,700
負債の部	
流動負債	
未払金	10,667,772
流動負債合計	10,667,772
負債合計	10,667,772
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	9,530,500,289
剰余金	
期末剰余金	2,966,766,639
純資産合計	12,497,266,928
負債・純資産合計	12,507,934,700

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自　平成 17 年 9 月 13 日 至　平成 18 年 9 月 11 日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成 18 年 9 月 11 日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成 17 年 9 月 13 日から平成 18 年 9 月 11 日までとなっております。

（その他の注記）

（平成18年9月11日現在）	
1. 期首	平成 17 年 9 月 13 日
期首元本額	4,508,174,561 円
期首より平成 18 年 9 月 11 日までの期中追加設定元本額	5,974,978,493 円
期首より平成 18 年 9 月 11 日までの期中一部解約元本額	952,652,765 円
期末元本額	9,530,500,289 円
期末元本額の内訳※	
りそな・小型株ファンド	6,236,367,325 円
ＳＧ 小型株ファンド（適格機関投資家専用）	1,728,485,980 円
ＳＧ 年金向け小型株ファンド（適格機関投資家専用）	1,565,646,984 円
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.3113 円
(10,000 口当たり純資産額	13,113 円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

（平成 18 年 9 月 11 日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	関電工	30,000	819.00	24,570,000	
	ユニ・チャーム　ペットケア	11,500	4,860.00	55,890,000	
	中国塗料	151,000	694.00	104,794,000	
	日本高純度化学	331	664,000.00	219,784,000	
	有沢製作所	9,300	1,740.00	16,182,000	
	フジミインコーポレーテッド	27,200	3,170.00	86,224,000	
	大阪製鐵	52,000	2,275.00	118,300,000	
	日本発條	94,000	1,264.00	118,816,000	
	東芝機械	85,000	1,037.00	88,145,000	
	オーエスジー	37,000	1,884.00	69,708,000	
	ソディック	160,000	1,026.00	164,160,000	
	東洋機械金属	145,200	1,012.00	146,942,400	
	竹内製作所	34,600	5,800.00	200,680,000	
	オプトエレクトロニクス	19,000	2,840.00	53,960,000	
	エスケーエレクトロニクス	685	220,000.00	150,700,000	
	アクセル	410	408,000.00	167,280,000	
	日本信号	136,700	839.00	114,691,300	
	ローランド　ディー．ジー．	72,100	3,360.00	242,256,000	
	ヨコオ	117,000	1,513.00	177,021,000	
	日本航空電子工業	151,000	1,628.00	245,828,000	
	堀場製作所	7,000	3,400.00	23,800,000	
	オプテックス	51,000	3,300.00	168,300,000	
	レーザーテック	56,000	3,450.00	193,200,000	
	フェニックス電機	62,800	801.00	50,302,800	
	ユーシン	162,000	897.00	145,314,000	
	大日本スクリーン製造	106,000	1,005.00	106,530,000	
	プレス工業	370,000	556.00	205,720,000	
	エフ・シー・シー	27,300	2,480.00	67,704,000	
	エー・アンド・デイ	84,300	2,320.00	195,576,000	
	朝日インテック	46,400	3,530.00	163,792,000	
	日本電産コパル	82,900	1,410.00	116,889,000	
	アーク	103,400	1,637.00	169,265,800	
	ピジョン	4,700	1,918.00	9,014,600	
	リンテック	54,100	2,755.00	149,045,500	
	イトーキ	93,000	1,347.00	125,271,000	
	アートコーポレーション	28,300	3,410.00	96,503,000	
	マクロミル	632	243,000.00	153,576,000	
	テレパーク	560	297,000.00	166,320,000	
	松下電工インフォメーションシステムズ	17,000	4,640.00	78,880,000	
	サイバネットシステム	1,044	94,400.00	98,553,600	
	アイ・エックス・アイ	703	382,000.00	268,546,000	
	フューチャーシステムコンサルティング	2,325	104,000.00	241,800,000	
	インデックス・ホールディングス	870	94,000.00	81,780,000	
	沖縄セルラー電話	308	311,000.00	95,788,000	
	ネクストコム	505	36,100.00	18,230,500	
	ニイウス　コー	1,375	84,900.00	116,737,500	
	グリーンホスピタルサプライ	1,363	189,000.00	257,607,000	
	黒田電気	46,500	1,236.00	57,474,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	サンリオ	22,000	1,603.00	35,266,000	
	ミスミグループ本社	75,700	2,180.00	165,026,000	
	エービーシー・マート	55,700	2,595.00	144,541,500	
	アスクル	29,600	2,300.00	68,080,000	
	ゲオ	1,395	228,000.00	318,060,000	
	ポイント	19,400	5,800.00	112,520,000	
	あみやき亭	123	445,000.00	54,735,000	
	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	255	818,000.00	208,590,000	
	ハニーズ	3,150	5,970.00	18,805,500	
	ブックオフコーポレーション	84,000	2,320.00	194,880,000	
	コスモス薬品	5,200	3,060.00	15,912,000	
	ツルハホールディングス	53,800	4,340.00	233,492,000	
	サンマルクホールディングス	8,600	7,650.00	65,790,000	
	西松屋チェーン	66,500	2,145.00	142,642,500	
	ギガスケーズデンキ	87,700	2,740.00	240,298,000	
	いちよし証券	142,000	1,692.00	240,264,000	
	カブドットコム証券	870	226,000.00	196,620,000	
	岩井証券	81,700	2,095.00	171,161,500	
	興銀リース	25,100	2,920.00	73,292,000	
	ニッシン債権回収	3,006	55,500.00	166,833,000	
	日本アジア投資	353,000	728.00	256,984,000	
	パーク２４	31,000	3,700.00	114,700,000	
	ダイヤモンドシティ	21,000	5,290.00	111,090,000	
	クリード	663	446,000.00	295,698,000	
	アーネストワン	60,500	3,230.00	195,415,000	
	フージャースコーポレーション	1,399	164,000.00	229,436,000	
	アセット・マネジャーズ	1,040	294,000.00	305,760,000	
	メッセージ	650	155,000.00	100,750,000	
	ソネット・エムスリー	115	421,000.00	48,415,000	
	イーピーエス	395	250,000.00	98,750,000	
	ケネディクス	491	634,000.00	311,294,000	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	2,503	114,000.00	285,342,000	
	東京個別指導学院	231,700	328.00	75,997,600	
	サイバーエージェント	1,642	189,000.00	310,338,000	
	フルキャスト	841	365,000.00	306,965,000	
	エン・ジャパン	509	576,000.00	293,184,000	
小計	銘柄数：84			12,394,379,600	
	組入時価比率：99.2%			100%	
合計				12,394,379,600	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

りそな・小型株ファンド　現況　　（平成 18 年 10 月末日）

純資産額計算書

	円
Ⅰ 資産総額	10,598,671,142
Ⅱ 負債総額	52,305,525
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,546,365,617
Ⅳ 発行済数量（口）	9,811,818,450
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.0749 （10,749）

≪参考≫

ＳＧ　日本小型株マザーファンド　現況　　（平成18年10月末日）

純資産額計算書

	円
Ⅰ 資産総額	14,190,521,782
Ⅱ 負債総額	127,569,697
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,062,952,085
Ⅳ 発行済数量（口）	10,971,681,360
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.2817 （12,817）

第５ 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成16年9月1日～平成17年9月12日）	6,384,343,007	3,099,379,097
第2期計算期間（平成17年9月13日～平成18年9月11日）	7,950,810,814	3,472,883,320

（注１）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注２）第１期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。

SOCIETE GENERALE
Asset Management